

直島町パートナーシップ宣誓制度 ご利用ガイドブック



直 島 町

目 次

1. パートナーシップ宣誓をお考えの皆さまへ.....	- 2 -
2. 宣誓をすることができる人	- 2 -
3. パートナーシップ宣誓の流れ.....	- 4 -
4. 宣誓に必要な書類.....	- 5 -
5. 宣誓後について.....	- 6 -
6. Q&A	- 7 -

1. パートナーシップ宣誓をお考えの皆さまへ

直島町は、「直島町差別をなくし、人権を擁護する条例」の基本理念に基づき、誰もが互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、町民一人ひとりが自分らしく生きられる社会を目指しています。

この理念に基づき、性的少数者の方のパートナー関係を尊重するため、令和5年4月1日から「直島町パートナーシップ宣誓制度」を始めます。

この制度は、直島町が要綱により町政の中で運用するものであり、法的な効力（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、お二人の思いを尊重するとともに、お二人がお互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的に共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した関係であることを宣誓し、町が公的に証明する制度です。

この制度の導入により、誰もが差別や偏見にさらされることなく、安心して生活できる「思いやり」と「やさしさ」のあふれる共生社会を目指し、町民の皆様に、性的少数者などの方々に対する理解が広がり、多様性を認め合い、自分らしく生きることができる社会の実現を目指していきます。



2. 宣誓をすることができる方

パートナーシップの宣誓をするには、お二人とも以下の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 成年に達していること

○双方とも満18歳以上の方

(2) 直島町民であること、または転入を予定していること

○お二人とも町内に住所を有していること。または、3か月以内に町内に転入予定であること。

※転入を予定している場合は、必ず転出証明書の写しをお持ちください。

(3) 婚姻していないこと（配偶者がいないこと。）

○戸籍抄本又は独身証明書等で確認します。

○外国籍の方は大使館等で発行される婚姻要件具備証明書（日本語訳を添付）等を提出してください。

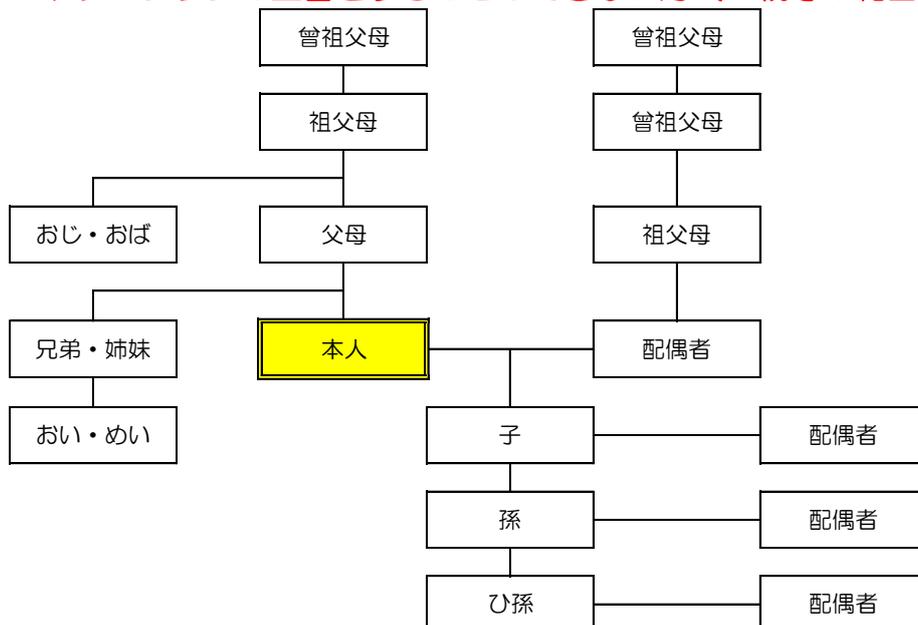
(4) 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと

○同様の制度を実施している他の自治体等で、宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓を行っている方は宣誓をすることができません。（他の自治体の宣誓書受領証等の返還後は宣誓することができます。）

(5) 当事者同士の関係が近親者でないこと。

○民法の規定により、直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族など婚姻をすることができない関係にある方は宣誓をすることができません。ただし、パートナー関係にある方が養子縁組をしている場合を除きます。

パートナーシップの宣誓をすることができない方（三親等の範囲）



3. パートナーシップ宣誓の流れ

(1) 宣誓日の予約

○宣誓を希望される日の原則1週間前（土・日・祝日・年末年始を除く）までに電話またはメールで予約してください。

○予約時に以下のことをお伝えください。（必要書類の確認を行います。）

- ・氏名、通称名（希望者のみ）、外国籍の方は国籍
- ・電話番号
- ・住所
- ・宣誓希望日（第1希望～第3希望まで）
- ・宣誓時の個室希望の有無

※宣誓ができる時間：平日9時～17時（12時から13時を除く）

【予約連絡先】直島町住民福祉課

電話：087-892-2223

メール：jyumin1@town.naoshima.lg.jp

受付時間：平日8時15分～17時（土日祝日及び年末年始を除く）

(2) パートナーシップ宣誓

○予約した日時に必要書類（5ページ）をお持ちのうえ、必ずお二人揃ってお越しください。

○「パートナーシップ宣誓書」・「パートナーシップ宣誓に関する確認書」に自署し、ご提出いただきます。

○提出書類と確認書により要件確認を、提示書類により本人確認を行います。

○書類に不備や不足がある場合等は、宣誓日を延期させていただくことがあります。

(3) パートナーシップ宣誓証明書等の交付

○要件を満たしていることが確認できた場合、「パートナーシップ宣誓書証明書」、「パートナーシップ宣誓証明カード」を交付します。

4. 宣誓に必要な書類

パートナーシップを宣誓するには、「パートナーシップの宣誓書」、「パートナーシップ宣誓に関する確認書」のほか、要件確認と本人確認のため、以下の書類が必要です。

(1) 現住所を確認できる書類、又は転入予定を確認できる書類

- 3か月以内に発行された住民票の写し等をお一人1通ずつお持ちください。
転入予定の方は、転出証明書の写しをお持ちください。
- 宣誓するお二人が同一世帯の場合は、お二人の情報が記載されたもの1通で構いません。
- 本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード・個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。住民票コードや個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し等は、関係法令上、受け取れません。

(2) 現に婚姻していないことを証明する書類（戸籍抄本等）

- 3か月以内に発行された戸籍抄本や独身証明書をお一人1通ずつお持ちください。
- 戸籍抄本は、本籍地の市町村で取得できます。
- 外国籍の方は、大使館等公的機関が発行する婚姻要件具備証明書（独身証明書）を、日本語訳を添付して提出してください。

(3) 本人確認ができる書類

- 個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券（パスポート）、運転免許証等（本人の顔写真付きの官公署が発行したもの）のうち1点が必要です。
- 上記がない場合は、健康保険証、基礎年金番号通知書（年金手帳）、介護保険被保険者証等を2点以上お持ちください。

(4) 通称名の使用が確認できる書類（通称名を使用する場合のみ）

日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、法人が発行した身分証明書など、社会生活の中で日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料）の写しを提出してください。

5. 宣誓後について

再交付・返還の場合も、事前に電話またはメールでご予約下さい。

(1) 証明書等の再交付

紛失やき損、汚損、氏名変更などの理由により、再交付を希望される場合、「パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書」により申請を行ってください。

再交付申請の際は、本人確認を行いますので、本人確認ができる書類（5ページ参照）をお持ちください。

氏名変更の場合は、改姓・改名が確認できる書類の添付が必要になります。

(2) 証明書等の返還

次の場合、「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」により届出をしてください。

①当事者の意思により、パートナーシップが解消されたとき

②一方が死亡した時

③一方又は双方が町外に転出した場合

※転勤、親族の看護・介護その他やむを得ない事情により、一時的に町外に移動される場合は除きます。

④宣誓が無効となったとき

【パートナーシップの無効】

・虚偽の宣誓を行ったとき

・宣誓書の内容に虚偽があったとき

・宣誓の要件（3ページ）に反しているとき

・（転入予定で宣誓している場合）宣誓日から3か月以内に町内の転入を証明する書類を提出しないとき。

④その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき

6. Q&A

Q1 パートナーシップ宣誓制度は、婚姻制度とどう違うのですか。

婚姻制度は、民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。

一方、直島町パートナーシップ宣誓制度は、要綱に基づいて、実施されるものであり、法的効力は有しません。

Q2 法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか。

この制度は、直島町がお二人のパートナーシップの関係を認め尊重することで、当事者が抱える様々な不安や困難を軽減する一つの手段になることを目的としています。また、LGBTなどの性的少数者に対する偏見や差別の解消につながることに期待しています。

Q3 直島町民でないと宣誓できませんか。

現在、一方又は双方が町外に住所を有している場合も、転入を予定している方であれば宣誓できます。

ただし、転入前に宣誓する場合は、転入予定が確認できる転出証明書の写しをご提出いただいたうえで、宣誓書に転入予定日を記載していただきます。宣誓後3か月以内に転入したことを証明する住民票の写し(又は住民票記載事項証明書)の提出が必要です。

Q4 代理や代筆、または郵送で宣誓してもらうことはできますか。

お二人の意思を確認するために、代理や郵送による宣誓はできません。必ずお二人が揃ってお越しください。

なお、パートナーシップ宣誓書に自署いただくことが原則ですが、何らかの理由により自署できない場合は、お二人の立会いのもと、他の方による代筆は可能です。

Q5 同居していなくても宣誓できますか。

同居していなくても宣誓できます。ただし、お互いを人生のパートナーとして日常の生活において、互いに責任を持って協力し合うことを約した関係であることが必要です。

また、お二人とも直島町にお住まいになっているか、又は、一方の方が町内にお住まいで、他の方が3か月以内に町内に転入予定である必要があります。

Q6 通称名は使用できますか。

性別違和等の理由がある場合には、通称名を使用することができます。

通称名の使用を希望する場合、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、法人が発行した身分証明書など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料）の写しを提出してください。

Q7 同性カップルしか宣誓はできませんか。

宣誓の対象は、戸籍上の同性カップルには限定していません。少なくとも一方が性的少数者の方であれば、戸籍上異性であっても宣誓することができます。

なお、双方が性的少数者以外の方で、いわゆる事実婚、内縁関係といわれる結婚届を出さずに事実上の夫婦として生活する男女のカップルは、本制度の対象外となります。

Q8 外国籍の人でも宣誓できますか。

外国籍の人でも宣誓できます。その場合、婚姻要件具備証明書（独身証明書）等、配偶者がいないことが確認できる書類に日本語訳を添付してご提出ください。婚姻要件具備証明書（独身証明書）等の書類については、大使館・領事館等にご相談ください。なお、パートナーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q9 宣誓に費用はかかりますか。

宣誓証明書等の交付に費用はかかりません。

ただし、宣誓の際に提出いただく住民票の写し等の必要書類の交付手数料等は自己負担となります。

Q10 宣誓証明書等に有効期限はありますか。

ありません。本制度は、町として宣誓書を受理した事実を証明するものであるため、また、法的効力が発生するものではありませんので、宣誓証明書等自体に有効期限はありません。

Q11 宣誓証明書又は宣誓証明カードは再交付してもらえますか。

紛失、き損、汚損、氏名変更等の場合、再交付申請書をご提出いただければ再交付します。紛失以外の場合は宣誓書証明書と宣誓証明カードを添付してください。

Q12 関係を解消した場合はどのようにしたらいいですか。

パートナーシップを解消した場合は、返還届に宣誓証明書及び宣誓証明カードを添えて、住民福祉課へ提出してください。

Q13 町外に転出する場合、宣誓証明書等は返還する必要がありますか。

町外へ転出されると、宣誓の要件を満たさないこととなりますので、返還届をご提出いただき、交付した宣誓書及び証明カードを返還してください。

ただし、一方がやむを得ない事情（転勤、親族の疾病など）により一時的に転出する場合を除きます。

Q14 プライバシーは守られますか。

提出書類や記載内容等の個人情報には必ず守られます。個室での対応も可能です。あらかじめ住民福祉課までご連絡ください。

Q15 なりすましや偽造等の悪用はされませんか。

町が宣誓を受ける際には、住民票の写し等や独身であることを証明する書類、本人確認を併せて提示していただくことで、なりすまし等の悪用を防止します。

なお、パートナーシップ宣誓証明書を偽造等により交付を受けたこと、また、不正に利用したことが判明したとき（偽造等も含む。）は、当該パートナーシップの宣誓を取り消し、宣誓証明書及び宣誓証明カードを返還していただきます。



直島町パートナーシップ宣誓制度に関する
お問い合わせ、ご相談は

直島町住民福祉課

〒761-3110 香川県香川郡直島町 1122 番地 1
TEL : 087-892-2223 FAX : 087-892-3888

受付時間：平日（土日祝日及び年末年始を除く）

8：15～17：00

メール：jyumin1@town.naoshima.lg.jp

発行 令和5年4月